Tsuruyaカード会員の皆様へ 保険サービスのご案内



補償内容と保険金額

			保険金額		
	海外旅行	カードの利用条件		有	
		傷害	死亡・後遺障害(最高)	2,000 万円	
			治療費用(1 事故の限度額)	100 万円	
		疾病	治療費用(1 疾病の限度額)	100 万円	
本		賠償責任 (1事故の限度額)		2,500 万円	
本人会員・家族会員		携行品損害(1 旅行かつ 1 年間(注1)の限度額)免責 3,000 円		20 万円	
家族		救援者費用(1年間 (注1) の限度額)	150 万円	
頁	国内旅行	カードの利用	条件	有	
	旅行	傷害	死亡・後遺障害(最高)	2,000 万円	
	動産総合	補償限度額(注	主2)	150 万円	
		自己負担額(注	注3)	3,000 円	
		対象期間 注4		90 日間	

- (注1) 当該カードご加入日(会員がカード会社に登録された日) 応当日翌日の午前0時から1年間の会員資格期間を指します。
- (注2) 会員1名につき年間の補償金支払いの限度額です。
- (注3) 1事故における自己負担額
- (注4) 商品の購入日から起算した日数です。

海外旅行傷害保険 (旅行代金等を当該カードでお支払いただいた場合に補償されます。)

- ●被保険者の範囲は本会員・家族会員となります。
- ●海外旅行傷害保険が付帯されているカードご加入日(カード発行日)の翌日以降に出発する旅行が保険の対象となり、ご旅行の都度適用されます。

142 191	(门) (() () () () () () () () () () () () (されているカードこ加入目(カード発行目)の翌日以降こ出発	
		保険金をお支払いする主な場合	お支払する保険金
傷害 死亡・後遺障害		被保険者が旅行期間中(注1)に偶然な事故により身体にケガを負い、	①死亡された場合・・
		そのケガが直接の原因で、事故の日からその日を含めて 180 日以内	被保険者の法定相続人に保険金額の100%
		IZ .	★死亡保険金受取人指定はできません。
		①死亡された場合	②後遺章書が生じた場合・・
		②後遺章書が生じた場合	後遺障害に応じ保険金額3%~100%
	治療費用	③医師の治療を受けられた場合	治療に要した次の費用のうち、現実に支出された金額で、社会通念上妥当と
疾病	治療費用	被保険者が旅行期間中(注1)または旅行期間終了後48時間以内に	認められる金額
		発病し、かつ医師の治療を受けられた場合	●医師の診察費、処置費、手術費
		★妊娠・出産・早産・流産、これらに起因する疾病、歯科	●医師の処置、処方による薬剤費、治療費材料、医療器具使用料。
		疾病を除きます。	●諸検査費、手術室費、職業看護婦費
		★旅行期間終了後に発病した疾病については、その原因	●入院費、入院不可能時の代替客室費
		が旅行期間中に発生したものに限ります。	●病院までの緊急移送費
		●旅行期間中に感染した所定の伝染病(注2)で旅行期間	●入院こより必要となった次の費用(20万円限度)
		終了後14日以内に医師の治療を開始した場合を含みます。	a)国際電話料等通信費
			b) 入院こ必要な身の回り品購入費 (5万円限度) など
賠償責		被保険者が派行期間中(注1)に偶然な事故により、他人の身体また	●法律上支払うべき損害賠償金
		は其物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	●求償権の行使や損害防止軽減のために要した必要・有益な費用
			●被害者の応急手当等の緊急措置費用
			●書面による保険会社の同意を得て支出した源は費用など
携行品	損害	被保険者が旅行期間中(注1)に携行する身の回り品(被保険者の所有するもの)が盗難・破損・火災等の偶然な事故こより損害を受けた場合 ★ 「携行する」とは、携えて持っている状態、または被保険者が常時監視できる状態をいいます。 ★ 携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身の回り品をいいますが、現金、小切手、株券、手形、預金証書、定期券、クレジットカード、入歯、コンタクトレンズ、帳簿、図面、各種書類、動植物、船舶、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品、オートバイ、船舶、居住施設内にあるもの、別送品は含みません。また、危険なスポーツを行っている間のそれらの用具の損害については、保険金は支払われません。	●損害額からは3,000 円を控除した額 ●損害額とは、購入額から減価償却した時価額(修理可能な物は時価を限度として修理費)を指します。ただし1個1組1対につき10万円を限度とします。航空券等の損害額よ、事故後に元の券と同様の範囲力で再購入した費用とし、1事故につき5万円を限度とします。旅券の損害額よ、再発給または渡航書発給に要した手数料・最寄在外公館へ赴く交通費、発給地におけるホテル客室料とし、1事故につき5万円を限度とします。
救援者	費用	①対象者の死亡	●現地ご赴く航空運賃等交通費(救援者3名分限度)
		a) 旅行期間中(注1)のケガによる事故後180日間以内の死亡	●現地でのホテル等客室料(救援者3名分限度かつ1名につき14日間限
		b) 疾病による旅行期間中の死亡	度
		c) 旅行期間中に発病した疾病による旅行期間終了後 30 日以内の死	●現地から救援対象者の移送費用
		亡	●桝接対象者の死亡による現地での遺体処理費用(100万円限度)
		②旅行期間中のケガまたは旅行期間中に発病した疾病による救援対	●救援者渡航手続費および現地での諸雑費 (20 万円限度)
		象者の7日間以上の継続入院	●捜索救助費用 など
		③旅行期間中に救援対象者が搭乗する航空機・船舶の、行方不明・遭	
		難など	

(注1) 旅行期間中とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間(海外旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国前日の午前0時から日本入国日翌日の午後12時(24時)までの間)中とします。ただし、日本出国日から90日後の午後12時までを限度とします。

(注2) コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、クシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス熱感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイス肺症候群、高病原性取インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症(2025年2月現在)

※毎外でのレンタカーを利用される場合、現地で自動車保険にご加入することをおすすめします。 (弊社のカード付帯の海外旅行傷害保険には、自動車運転に関する賠償事故等の賠償 保険はついておりませんのでご注意ください。)

※毎外旅行傷害保険よ、ご加入(カード発行日)の翌日以降に日本をご出発の旅行から対象となり、補償期間は1旅行につき最長90日で、ご旅行の都度適用されます。 上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金のお支払い可否は、普通保険糸原および特約等に基づきます。

国内旅行傷害保険 (旅行代金等を当該カードでお支払い、ただいた場合に補償されます。)

- ●被保険者の範囲は本会員・家族会員となります。
- ●国内旅行傷害保険が付帯されているカードご加入日(カード発行日)の翌日以降に発生した事故によるケガが対象となり、ご旅行の都度適用されます。

担保項目	保険金をお支持	ムいする主な場合	お支払いする保険金
	被保険者が国内旅行傷害保険が付帯され		
公共交通乗用具	ているカードにより公共交通用具搭乗券		
搭乗中	を予め購入し、公共交通用具 (注1) に乗		
傷害事故	客として搭乗中の急激かつ偶然な外来の		
37,2 7 3 7	事故によるケガが原因で		
	被保険者がノークーポンシステム (注2)	①事故の発生の日から 180 日以内に	①死亡された場合・被保険者の法定相続人に100%
	を利用して予約を行った宿泊施設に宿泊	死亡された場合	★死亡保険受取人は指定できません。
宿泊火災	中、または国内旅行傷害保険が行帯されて		
傷害事故	いるカードにより予め宿泊料金を支払っ	②事故の発生の日から 180 日以内に後遺障	②後遺障害が生じた場合・後遺障害の程度に応じて保険金額
	た宿泊施設に宿泊中に火災・破裂・爆発に	害が生じた場合	Ø3%~100%
	よって被ったケガが原因で		
	被保険者が国内旅行傷害保険が付帯され		
募集型企画旅行	ているカードにより宿泊を伴う募集型企		
参加中	画旅行(注3)の料金を予め支払、宿泊		
傷害事故	を伴う募集型企画旅行参加中の急激かつ		
	偶然は外来の事故によるケガが原因で		

- (注1) 公共交通乗用具とは・航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。
- (注2) ノークーポンシステムとは・・カート加盟店である旅行業者に当該カード会員であることおよび予め当該カードを宿泊施設の料金を支払うことを告知してホテル・旅館等の宿泊施設の予約を行うシステムのことをいいます。
- (注3) 宿泊を伴う募集型企画旅行とは・・旅行会社が、旅行者の募集のために予め、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行(旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業が粛募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの)をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

補償の対象とならない主な例

①傷害事故(海外・国内共通)

- ●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ●被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
- ●被保険者に対する刑の執行
- ●戦争・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動、放射線照射、放射に残、原子力核反応による事故
- ●核燃料物質、または核燃料物質によって汚染されたものの放射性・爆発性その他の有害な特性による事故
- ●被保険者の脳疾患・疾病・心神喪失による事故
- ●被釈倹者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故
- ●被保険者の妊娠・出産・早産・流産、外科的手術その他の医療処置
- ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 (国内旅行のみ)
- ●原因のいかんを問わず、頸部症候群(むちうち症)または腰痛で他覚症状のないもの
- ●被保険者が危険なスポーツ活動中の事故

※危険なスポーツとは・・・・山岳澄はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗 ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。

- (注 1) 山岳澄はルーピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが 5 m以下であるボルダリングを除きます
- (注2) 航空機・グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 操縦・職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) 超軽量動力機・モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。
- ●被釈倹者が自動車・原動機付自転車・モーターボート等によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)の事故
- ●公共交通乗用具搭乗中の傷害事故は、公共交通乗用具に乗客として搭乗中の事故に限られますので、電車・タクシー等から降車した後の事故は補償されません。(国内旅行のみ) ※航空機の搭乗者のときに限り「航空機搭乗者に限り入場が許される飛行場敷地内にいる間」は補償されます。(施設管理者の事故証明書が必要)
- ●募集型企画旅行(宿泊を伴うもの)に参加中の傷害事故は募集型企画旅行として集合から解散までの旅行参加中の事故に限られますので、集合場所へ向かう途中の事故や解散後の事故は補償されません(国内旅行のみ) など
- ★既注の身体の障害や疾病の景響により、または当該事故と関係なく事故に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

②疾病治療費用 (海外のみ)

- ●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ●被保険者の闘争・自殺または犯罪行為
- ●戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- ●原因のいかんを問わず、頸部症候群(むちうち症)または腰痛で他覚症状のないもの
- ●旅行聯論がら発病していた疾病、旅行終了後48時間経過後に発病した疾病
- ●被保険者の妊娠・出産・早産・流産またはらに起因する疾病
- ●歯科疾病
- ●ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等登山用具を使う山岳登はん中の高山病 など
- ★既往の身体の障害や疾病の影響により、または当該事故と関系なく事故に発生した傷害や疾病の影響により、 当該事故による傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

③賠償責任 (海外のみ)

- ●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ●戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- ●被保険者の職務遂行に直接起因する事故(職務上の賠償責任)
- ●被保険者の親族に対して生じた事故
- ●被保険者が使用・管理中の財物に生じた事故
- ●被保険者またはその地図による暴行または殴打に起因する事故
- ●航空機・船舶・車両・銃器の所有・使用・管理に起因する事故 など

④携行品損害(海外のみ)

- ●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ●被保険者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故
- ●差押、徴発、没収等公権力の行使による事故
- ●自然消耗、性質によるサビ・カビ・変色・ねずみ食い・虫食い欠陥による損害
- ●汚れ・キズ・塗装のはがれ等、機能に支障がない外観上の損害
- ●置き忘れまたは紛失による事故(置き忘れ後に生じた盗難を含む)
- ●偶然は外来の事故に直接記しない電気的事故または機械的事故
- ●修理の際に発生する代金引換手数料
- ●被保険者が滞在する居住施設内にあるもの、別送品 など
- ★現金・小切手・有価証券類、切手、定期券等、預貯金証書、クレジットカード、稿本・帳簿類、義歯・義肢・コンタクトレンズ等、 動植物、船舶・自動車、危険なスポーツ (前期※参照) を行っている間の用具等は携行品に含まれません。

⑤救援者費用 (海外のみ)

- ●保険契約者・被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ●救援対象者の闘争・自殺または犯罪行為(自殺による死亡を除く)
- ●戦争・暴動等変乱、放射線照射、放射能汚染、原子力核反応による事故
- ●枚接対象者が無資格運転中または酒気帯びや麻薬等の影響下で運転中の事故(無資格運転・酒気帯び運転中の事故による死亡を除く)
- ●旅行聯論がら発病していた疾病を原因とする入院
- ●桝繋対象者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する疾病 (妊娠・出産・早産・流産)こよる責任期間中の死亡を除く) による入院
- ●歯科疾病による入院 など

上記
内容は概要を説明したもので、実際の保険金のお支払い可否は、普通保険が敷および特約等に基づきます。

ショッピング保険(動産総合保険)

1. 補償內容

カード会員がショッピング保険が付帯されているカードを利用して購入した商品が購入日(配送等による場合には商品の到着日)より対象期間内に、破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合に、補償いたします。

2. 自動的に補償されます

事前にご通知、ただく必要はありません。カードでお買い上げ、ただいた商品について自動的に補償されます。

被保険者

カード会員およびこれらの方々から補償の対象となる商品の贈与を受けられた方

お支払いする保険金の額

カードのご利用控あるいは購入店の領収書に記載された商品に購入金額(修理が可能な場合)は修理金額が購入金額のどちらか低い金額 から自己負担額を控除した金額をお支払いいたします。ただし、会員1名につき1券種ごとの保険金額に記載の補償限度額を限度とします。また、購入した商品の代金の一部をカードで支払った場合には、カードのご利用控の金額を限度とします。

- 5. 補償とならない主な商品
- ●船舶(ヨット、モーターモート、ボートを含みます)、航空機、自転車、自動弐輪車、原動機付自転車、自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、セーリングボードおよびこれらの付属品
- ●義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの
- ●動物および植物

- ●現金、手形、小切手、その他の有価証券、日紙、切手、乗車券等(鉄道、船舶、航空機の乗車船券、定期券、宿泊券、観光券および旅行券をいいます。)、旅行者用小切手、プリペードカード、電子マネーおよびあらゆる種類のチケット
- ●食料品
- ●稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの
- ●不動産および不動産に準ずるもの
- ●会員が従事する職業上の商品となるもの など
- 6. 補償の対象とならない主な損害
- ●会員または保険金額を受け取る方の故意または重大な過失または法令違反に起因する損害
- ●保険の目的の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ喰い、または性質によるもれ、かむ変質、変色、さび、もしくは腐蝕によって生じた損害
- ●商品の瑕疵、製作の欠陥による損害
- ●戦争、暴動、その他の事変に起因する損害
- ●国または公権力の行使に起因する損害
- ●核燃物質に起因する損害
- ●紛失または置き忘れ (置き忘れ後に生じた盗難も含む) に起因する損害
- ●水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随半して生じた損害
- ●詐欺または横領に起因する損害
- ●故障こよる損害
- ●電気的、機械的事故に起因する損害
- ●商品の誤った使用に起因する損害
- ●商品の配送中に生じた損害
- ●乾球類の単独損害
- ●商品機能に直接関係ない汚損、擦損、塗料の剥落、その他外形上の損傷
- ●楽器の音色、音質の変化、弦の切断等
- ●美術品の損害に対する価値の下落
- ●原因のV かんを問わず、温度、湿度の変化または空気の乾燥等により生じた損害 など

※上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金のお支払い可否は、普通保険が款および特約等に基づきます。

アクシデントが発生したら

保険金請求に必要な書類

- ② 印は原則として必要な書類、〇 印は場合によっては必要となる書類です。 その他、事故内容により別途書類の提出をお願いするケースがあります。詳細は普通 別途が散および各特別に定めております。
- ●書類が取り付けられない場合やご記入いただいた内容が事実と相違している場合には、保険金のお支払いができない場合がございます。

◆海外旅行傷害保険

保険金書類		死亡 保険金	後遺障害	治療費用 保険金	救援者 費用	携 行品 損害	院 保 除 金
医師の診断書				◎(注1)			◎(注2)
	治療費の明細書・領収書	_	_	© (11.1)	_	_	©(注2)
ルン租	死亡診断書または死体検案書	0	_	_	_	_	_
現地でご手配	事故証明書	0	0	0	0	0	0
次三	支出を証明する書類	_	_	_	0	_	_
類配	示談書		1	1	_	_	0
	示談金領収書	_	_	_	_	_	©
	損害額を証明する書類	-				_	0
	損害品明細書		_		-	0	_
	損害額を証明する書類	_	_	_	_	0	_
い国	除翻誊本	0	_	_	_	_	_
いただく書類国内でご手配	委任状・戸籍謄本	0	_	_	_	_	_
	後遺障害診断書	_	©	_	_	_	_
	カード(コピー)	0	0	0	0	0	0
	保険金請求書	0	0	0	0	©	©
	パスポート (コピー)	0	0	0	0	0	0

⁽注1) 診断書料は保険金お支払い対象とはなりません。治療費が10万円以下の場合は、原則として診断書の取付を省略できます。

(注2) 対人賠償の保険金請求に必要となります。

◆国内旅行傷害保険

保険金書類 保険金請求書類	後遺障害 保険金	死 保険 金
保険金請求書	©	©
診療状況申告書	_	_
同意書	©	©
診断書	_	_
後遺障害診断書	©	_
事故証明書	©	©
支出を証明する書類	_	_
遅延を証明する書類	_	_
死亡診断書または死体検案書	_	©
除舗着本・相続権者の戸籍謄本	_	©
委任状	0	0
念書	_	0
印鑑证明書	0	0
利用したカード(コピー)	©	©
カードの利用を証明する書類	©	©

※保険金のご請求金額が10万円以下のときは「診療状況報告書」に記入していただくことで、診断書の取付を省略できます。

◆ショッピング保険 (動産総合保険)

保険金書類 保険金請求書類	破損事 保険金	深難事故 保険金	火災事故	その保険金
保険金請求書	0	0	0	©
罹災証明書および盗難届出証明書		0	0	_
修理費見積書または領収書	0	_	0	0
売上票(お客様空)	0	0	0	©
損害を受けた対象物(現物)	0	_	0	0
損害状況写真	0	_	0	0
利用したカード(コピー)	0	0	0	©
その他の関係書類	0	0	0	0

※全損の場合、原則として購入商品を回収させていただきます。

※上記各書類は原本が必要となります。(利用したカード以外)

※盗難事故の際、警察で盗難届出証明書を発行しない場合は、盗難届出受理番号が必要となります。

※西送後の商品の損害については原則として受領証(商品の到着日を確認)が必要となります。

お問い合わせ・保険請求先

万一事故にあわれた場合のご連絡先

カード付帯保険についてのお問い合わせ

○日専連保険デスク(損害保険ジャパン株式会社 代理店) 株式会社ライフタクト

Tm096-372-4155 (平日9:00~17:00 土曜、日曜、祝日は休みとなります)

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。

○カードの紛失・盗難のご連絡

日専連コールセンター

Tm096-324-6611 (平日9:00~17:00 土曜、日曜、祝日は休みとなります)